



2024年11月26日

各位

会社名 株式会社サンリオ
代表者名 代表取締役社長 辻 朋邦
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 松本 成一郎
電 話 03 (3779) 8058

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2024年11月26日付の取締役会において、下記のとおり、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は「みんななかよく」の企業理念を達成すべく、2021年に制定したビジョン「One World, Connecting Smiles.」のもと、グローバルエンターテインメント企業として、一人でも多くの人を笑顔にし、世界中に幸せの輪を広げていくことを目指しております。当社は、2021年3月期の営業赤字を真摯に受け止め、痛切な反省のもと、「第二の創業」という覚悟で、前中期経営計画（実施期間：2022年3月期～2024年3月期）を足場固めと反転の3年と位置づけ、「組織風土改革」「国内外構造改革の着手・完遂」「再成長の戦略や成長市場への種まき」を3本柱とする各種施策を着実に推し進め、2024年3月期には過去最高の営業利益を達成いたしました。そして、2024年5月に新たに策定した中期経営計画（実施期間：2025年3月期～2027年3月期）（以下「新中期経営計画」といいます。）は、不確実な成長から、安定・永続成長サイクルを創る、“投資と拡大の3年”をテーマとしており、3本の矢として「マーケティング・営業戦略の見直しによるグローバルでEvergreenなIP化」「グローバルでの成長基盤の構築」「IPポートフォリオ拡充とマネタイズ多層化」に取り組むことで、安定・永続成長を目指しております。

また、当社は企業理念「みんななかよく」を達成するため、長期にわたるサステナブルな企業価値の向上を目指して、10年先にわたる事業環境分析を行い、創出価値とESGの2つの観点で解決に取り組んでいくグローバルな10の重要課題である「サンリオ・マテリアリティ」を特定いたしました。その一つとしてガバナンスの透明性・可視化に取り組んでおり、新中期経営計画においてもガバナンスの強化を掲げ、ROEなどの指標開示やキャピタルアロケーション方針開示等、資本市場への説明責任を果たすことで、グローバル水準のコーポレートガバナンスを追求してまいります。

一方、株式市場においても、コーポレートガバナンスの充実を実現する観点から政策保有株式を見直す動きが進んでおります。今般、当社は一部の株主と継続的な議論を重ね、当社株式に係る政策保有株式を早期に縮減させるとともに、株主層の裾野の拡大及び多様化により、当社の企業経営に対する規律を一層高めるべく本売出しの実施を決定いたしました。本売出しを通じて、当社株式の流動性を向上させることに加え、当社の長期的な戦略をご支援いただけるグローバル優良機関投資家の取り込みを図りつつ、幅広い投資家の方々に当社株式を保有いただくことで、株価のボラティリティの抑制と資本コストの低減を図り、更なる企業価値向上を実現することを目指してまいります。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 25,871,800 株
- ① 下記(4)①に記載の引受人の買取引受けによる国内売出しの対象株式として当社普通株式 10,995,500 株
- ② 下記(4)②に記載の海外売出しの対象株式として当社普通株式 14,876,300 株

なお、上記①及び②の合計である引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの売出株式総数は25,871,800株であり、上記①及び②に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(3)に記載の売出価格等決定日に決定される。

- (2) 売出人及び
売出株式数
- ① 上記(1)①に記載の引受人の買取引受けによる国内売出し
- | | |
|-------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,174,100 株 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,158,500 株 |
| 株式会社みずほ銀行 | 4,662,900 株 |
| 辻 朋邦 | 1,000,000 株 |
| 辻 真邦 | 1,000,000 株 |
- ② 上記(1)②に記載の海外売出し
- | | |
|-------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 7,464,900 株 |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,411,400 株 |

- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年12月10日（火）から2024年12月13日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）

- (4) 売出方法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受けによる国内売出し

日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）とし、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人に、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る全株式を総額連帯買取引受けさせる。

当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、SMBC日興証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社が共同で行うものとする。

② 海外売出し

海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルー

ル 144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(以下「海外売出し」という。)とし、Morgan Stanley & Co. International plc、SMBC Bank International plc、Mizuho International plc 及び Daiwa Capital Markets Europe Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人に、海外売出しに係る全株式を総額個別買取引受けさせる。

引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し及び下記「2. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフERING」と総称する。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、Morgan Stanley & Co. International plc 及び SMBC 日興証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして、売出価格から引受価額(引受人より売出人に払い込まれる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間(国内) 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 受渡期日 2024年12月17日(火)から2024年12月20日(金)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者に一任する。

2. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】2.をご参照)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,880,700株(上限)
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。なお、最終の売出株式数は、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行(以下「貸株人」と総称する。)より借り入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者に一任する。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、需要状況等を勘案し、3,880,700株を上限として、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出し株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

SMBC日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出し株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

上記の取引に関して、SMBC日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、これらを行います。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2024年12月10日（火）の場合、「2024年12月13日（金）から2025年1月10日（金）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2024年12月11日（水）の場合、「2024年12月14日（土）から2025年1月10日（金）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2024年12月12日（木）の場合、「2024年12月17日（火）から2025年1月15日（水）までの間」

- ④ 売出価格等決定日が2024年12月13日(金)の場合、「2024年12月18日(水)から2025年1月16日(木)までの間」となります。

3. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関し、貸株人かつ売出人である株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行、売出人である辻朋邦及び辻真邦並びに当社株主である清川商事株式会社、光南商事株式会社、辻信太郎及び辻友子は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフリングの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等(引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにより当社普通株式を売却すること、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株式発行及び当社の譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式の発行又は交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。